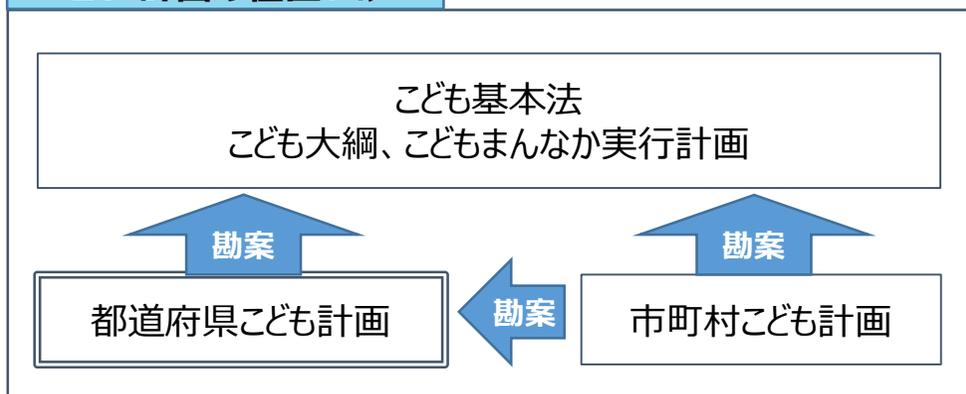


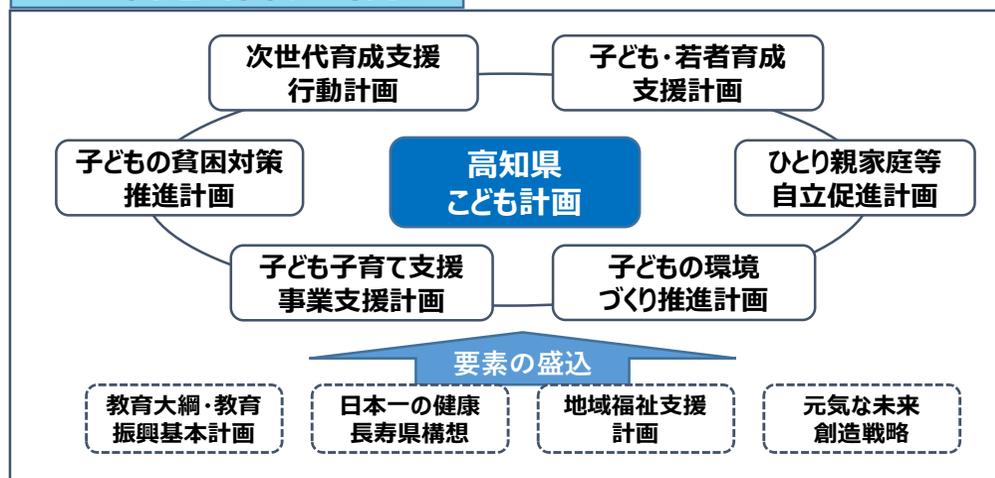
1. 計画策定の趣旨

関係法令等	子ども基本法第10条、子ども大綱、こどもまんなか実行計画、高知県子ども条例
計画期間	令和7～11年度の5年間
計画理念	すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる高知県 ～豊かな自然の中で夢を持ってのびのびと遊び、学んで心豊かに成長できる高知家～
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 理念の実現のために、「子ども大綱」に示されている6つの方針に基づき、子ども施策に取り組む 子どもの意見表明権が保障されていることを認識し、子どもの意見を踏まえてニーズに沿った取組を展開
検討主体	高知県少子化対策推進県民会議（子ども計画策定部会） ・子育て支援、幼児保育、PTA、児童福祉、保健・医療、労働関係、青年、子育て当事者、有識者等の代表者12名で構成

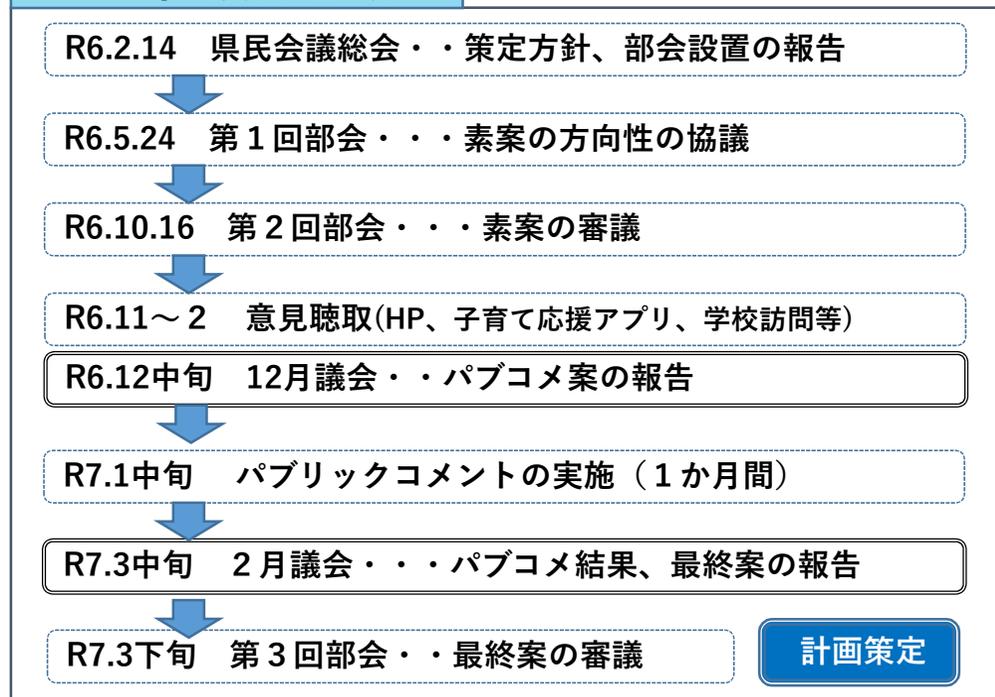
2. 計画の位置づけ



3. 関連計画の一体化



4. 策定スケジュール



基本理念

すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる高知県
～豊かな自然の中で夢を持ってのびのびと遊び、学んで心豊かに成長できる高知家～

取組方針

- 1 子どもや若者を大事にし、一人ひとりの性格や特徴を尊重し、幸せになるための権利を守り、今もこれからも一番良い状態で成長できるようにします。
- 2 子どもや若者、保護者らの意見を大切にし、話を聞いたり一緒に考えたりしながら進んでいきます。
- 3 子どもや若者、保護者らに対して、どんな時でもしっかりとサポートできるようにします。
- 4 子どもが良い環境で育つことができるように、貧しさや不平等をなくし、すべての子どもや若者が幸せに成長できるようにします。
- 5 若者が安定して生活できるようにし、いろいろな考え方や価値観を尊重しながら、結婚や子育てに対する希望をかなえられるようにします。
- 6 さまざまな組織（学校、警察、市町村、民間団体等）と協力し、総合的に取り組みます。

計画構成

1 ライフステージを通じた支援

- (1) **子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等**（高知県子ども条例の理解促進、人権啓発活動の実施等）
- (2) **多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり**（自然体験などの体験機会の確保、生活習慣の形成等）
- (3) **子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供**（プレコンセプションケア*の推進、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援等）
- (4) **子どもの貧困対策**（教育支援等）
- (5) **障害児支援・医療的ケア児等への支援**（地域における障害児支援体制の強化、専門的支援が必要な障害児への支援の強化等）
- (6) **児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援**（子ども家庭センターの整備、ヤングケアラー支援の充実等）
- (7) **子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組**（自殺予防対策、子ども・若者が相談しやすい体制の整備等）

*性や妊娠に関する正しい知識を身につけて健康管理を行うように促す取組

2 ライフステージ別の支援

(1) 子どもの誕生前から幼児期まで	(2) 学童期・思春期	(3) 青年期
<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後の支援の充実と体制強化 ・幼児教育・保育の質の向上 ・保育士、幼稚園教諭等の人材育成 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な居場所づくり ・小児医療体制整備 ・主権者教育 ・いじめ防止対策 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成支援 ・就職支援 ・女性の活躍支援 ・結婚を希望する方への支援 等

3 子育て当事者への支援

・経済的負担の軽減 ・地域子育て支援、家庭教育支援 ・共働き・共育ての推進 ・ひとり親家庭への支援 等

子ども・若者の意見表明と社会参画

子ども基本法及び子どもの権利条約に基づき、子ども・若者が自分自身に関係のあることについて、自由に自分の意見を表す権利が保障されているということを認識し、当事者ニーズに沿った取組を行う。

すべての人にとって、社会的価値が創造され
その幸福が高まる「**子どもまんなか社会**」の実現へ